

総 務 委 員 会

日 時：平成 22 年 6 月 10 日（木）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成 2 2 年 6 月 1 0 日		開 会	午前 9 時 3 0 分
		閉 会	午前 1 1 時 3 2 分
出席者	委員	山 下 昌一朗 古 内 明 △東 條 恵美子 ○大神田 日 本 阿 部 善 博 江 成 直 士 松 永 千賀子 菅 原 康 行 岸 浪 孝 志 稲 垣 稔 小 林 一 郎	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		山口副市長 坂井副市長 八木総務局長 長沢企画市民局長 大房総務部長 佐藤税務部長 白井市民部長 大貫職員課長 柿澤同課担当課長 小俣渉外課長 河野税制課長 佐藤市民税課長 藤田区政支援課長 山口男女共同参画課長 柳川市選挙管理委員会事務局長 井上同局次長 大谷消防局長 岩田副消防局長 小峰消防総務課長 井上予防課長 関同課担当課長 隠田総務法制課長	
事務局職員		河本議事課長 北野同課主査 的場同課主任 草薙政策調査課主任	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 5 0 号 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例及び相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 5 1 号 相模原市市税条例の一部を改正する条例について 議案第 5 3 号 相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について 陳情第 2 号 永住外国人への地方参政権付与に反対することについて 陳情第 4 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について 陳情第 6 号 永住外国人への地方参政権付与法制化反対について 陳情第 8 号 選択的夫婦別姓制度の法制化反対について
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 大神田 日 本

午前9時30分 開会

○大神田委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議案第50号 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例及び
相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例について

○大神田委員長 議案第50号相模原市一般職の職員の勤務条件に関
する条例及び相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長 議案第50号相模原市一般職の職員の勤務条件に関
する条例及び相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 育児休業に関する本市の実態というか、職員の育児休業
をとっている状況とか、また、今後計画していくというか、考え方のため
にアンケートをとったという話も聞いているが、実態と現状、また、分析
した内容とか、今後の考えとかを確認させてもらいたい。

○大貫職員課長 ここ数年で見ると、大体140名から150名程度
育児休業をとっており、そのうち男性職員は、大体1人か2人という状況
である。アンケートの結果だが、妻の出産のときの休暇というのはかなり
周知されており、皆さん、取得している。男性職員の育児参加というのは
周知されているが——制度を利用する必要がなかったという人もいるが、
ほとんどの人が、同僚や上司に迷惑をかけるのではないかという考えのも
とで、取り切れていないということもあった。特に男性職員の育児参加に

については、制度自体がまだ十分周知されていない状況でもあった。今後は、庶務担当者会議で庶務担当者に周知をしたり、所属長に対する周知を図って、取りやすい職場にしていくのが大事だと考えている。

○阿部委員 男性職員の取得が1人とか2人という状況で、原因としては、職場に迷惑をかけたりとか、自発的に取りにくいような心理的なものもあると考えているということだった。国の影響もあるが、制度自体が細かい部分でいろいろと変わってくると、確かにわかりにくいというか、今回のこの議案一つとっても、前回のときと、これまでの経緯を調べてみると、大分細かくて、該当する人が見ればいいというものもあるのだろうが、わかりやすく周知していくのは、本当に難しいのではないかと思う。啓発とか考え方を伝えていくという面で、具体的にどういう取り組みをしているのか。

○大貫職員課長 もともとの制度を知らない、今回の改正があっても、よくわからないというのが実態だと思う。職員ささえあい子育てプラン後期計画をつくっている中で、その中で、取得できる方には、こういうことだという制度の説明が必要だと思っている。今回、男性、女性を集めて、こういう制度になっているという子育てサポート研修を開催したことと、これから子供を生もうとしている人たちは、いろいろ不安を持っていると思うので、実際に子育てをした方たちの経験を聞く場を設けたり、市のシステムのグループウェア、全庁掲示板の中で、何回かに分けて、わかりやすい周知を図っていかれたらと考えている。

○阿部委員 具体的なところはわかった。市としては、男性職員もぜひ育児に参加して、その姿勢をバックアップしていくという考えだと思うが、実態として、職場の仲間に迷惑をかけるのではないかという意識が働いてしまうようなものがあるのではないかというところが危惧される。仕組み的に取りやすい状況はつくってあげなければいけないと思うし、あり得ないが、評価にひびくのではないかとか、1人か2人ということだと、現実として、やはり、とりにくい状況があるのではないかと思う。市として、その辺の姿勢をもっと明確に示していく必要があるのではないかと思うが、この点いかがか。

○大貫職員課長 評価にどうこうというのはわからないが、所属長が、

年間計画ではないが、仕事量とかを把握しながら、その中でとりやすい雰囲気づくりをしていく必要があるのではないかと思う。私ども職員課としては、そういう周知を図って、所属長なり課の職員なりが、お互いに理解する雰囲気づくりをしていく必要があると考えている。

○阿部委員 例えば20人ぐらいの部署で、1人育児休業をとるとマイナス1になるが、数字上は、その課の配属が20人の部署であれば、20人で仕事をやっている。1人育児休業、2人育児休業、3人育児休業となると、数字は20人だが、実態として、周りがカバーしていかなければいけないようなものがあるのであれば、みんなに迷惑かけたくないというのは、普通感覚として働いて当然だと思う。その辺のフォローというのが、さすがに3人もなればというのはあるのだろうが、1人減ったという状況があるのだとすれば、女性職員は140人から150人としていたということだが、市として、その辺の考え方を明確にしておかないと、現場任せではいけないのではないかと思うが、状況と考え方を伺う。

○大貫職員課長 やはり、抜けると、という意識はあると思う。ただ、その場合に、現状で正規職員をそこに当てはめると、全体のバランスの中では、それは非常に難しいと考えている。ただ、基本的には臨時的任用職員を入れて、補助的業務はすべて賄えるようには措置している。また、特殊な場合には、配置がえということも若干やっている中で、その中で対応していくのかなと。ただ、1つの課で3人も出たときどうするのかというのは課題だと考えている。

○阿部委員 議案の審議だから、それないようにはするが、職員定数との考えもあって、定数を削減しているわけだが、実際、数字は減らしていく、皆さん厳しい中でやっていくが、さらに育児休業をとった方の部分をどういうふうに考えていって、非正規の方も含めて、実態の数字というものを考えていかなければいけないと思うが、育児休業の職員の扱いの現状と今後について、考え方があったら伺う。育児休業に含めてということで、定数としてどう考えるのかということである。取り組みとして表に出ている部分なので、お願いします。

○大貫職員課長 職員定数の話だが、定数管理計画が平成22年度で終わり、その後も、定数というよりも、職員の実数で管理していった方が

実態に合うということで、これからは職員の実数で管理していきたいと考えている。ここで政令指定都市になって、今まで削減、削減で来たが、この1年は、削減とか増員とか関係なく、実態をよく見て、その後どうするのかということで、1年間なり2年間は、削減するとか、そういう計画は立てない考えでいる。その中で、育児休業とかもあるので、実際どうなのか。ただ、事務の見直しをすれば、まだまだできる場所もあると思うので、全体を見直していく必要があるのではないかという感覚で、今、何も考えないで、状況を把握することを考えている。

○阿部委員 実態に即した形でということなので、例えば、ほかにも育児休業にかかわる職員の配置が集中したりとか、業務の山とか谷とか、いろいろと波もある中で考えていかなければいけないことだと思っている。その辺の論点も、現場と、やるべきところと、さまざまな考え方があると思うが、育児休業を積極的にとっていくことを進めていくということなので、職員定数とも絡んでくる問題だが、だから、ふやせとか減らせということではなくて、業務に支障のない形で、社会全体に影響していく部分だと思う。最後に1点だけ、この辺の進め方が、民間企業とのずれが生じているのではないかというところを危惧している。というのは、こういう場で質問するとき、民間ではこうしている、激変の中で市は取り組みが遅いのではないかという言い方をすることが多い。反対に、企業の厳しい経済状況の中で、労働者の皆さんとどういうふうにやっていくというところを民間企業は模索している部分もあると思うが、市は、素早い対応というか、なかなか進んだ部分もあると思っている。市には、民間企業をリードする部分と、一緒にどういうふうな社会の仕組みをつくっていくのかという役割もあると思うが、その辺で市の考えを確認させてもらいたい。

○大貫職員課長 非常に難しい問題だと考えている。この法律自体がオールジャパンというか、全部の民間企業を含めた改正で、その中で地方公務員法が改正になって、本市も条例改正となった。市が率先してそういうものを取り入れてリーダーシップをとっていくという面もあると思うが、民間の厳しい状況から考えると、制度は導入しても、実際、本市と同じようにとれないというのもあるので、逆に、公務員はいいなというバッシングも受ける。これは両面あると思うので、その辺は、やはり状況を見なが

ら、すべて取り入れるのは非常に難しいと思うが、取り入れられるものは取り入れて、少しずつ周知を図っていったらなと、今その程度しか考えられない。

○阿部委員 議案の審議なので、議案からそれた議論はなるべくしないようにと思っているが、やはりこういう部分、民間ともかかわってくるところで、政令指定都市に移行したこの時期に、期待も大きいと思うので、ぜひ一步踏み込んで、もうちょっと考え方とか取り組みを、リーダーシップを発揮できるようなものにしていってもらいたいことを一言つけ加えて終わる。

○松永委員 第1条の2に当たる部分では、3歳に満たない子のある職員の時間外勤務の問題について、本人から請求があったときには、させてはならないという、当局の皆さんにしてみれば、大変厳しいというか、こうした明文化された形で出てきている。確認の意味で聞くが、常勤職員の正規の勤務時間は何時から何時までで、時間外は何時からになるのか。

○大貫職員課長 正規職員の勤務時間は、基本的には8時半から5時までである。その後15分の休憩をとって、5時15分からが時間外になっている。

○松永委員 全体の状況だが、時間外勤務の実態と、大まかでいいが、推移で見たときに、この間、合併、政令市といろいろあったが、状況について伺う。

○大貫職員課長 平成19年度でいうと、職員1人当たり平均14時間、平成20年度13.5時間、平成18年度も13.3時間と、大体13時間から14時間で推移してきていた。21年度は、選挙が2回あったこともあるが、政令指定都市移行準備ということで若干ふえて、平均では15.1時間となっている。

○松永委員 今出るかどうかかわからないが、その中で、今回、該当する3歳未満の子がいる職員が、どういう状況かわかるか。恐らく、数字としては分析していないだろうし、つかんでいないだろうが、職員全体の状況としてどうか。部分育児休暇ということもあるが、やはり、部署によっては、残業は避けられないという実態もあったのではないかと、3歳未満の子供がいてもそうだったのではないかと思うが、この辺はいかがか。

○大貫職員課長 どのぐらいの子供がいる人がどのぐらいの時間外ということまでは把握していないが、時間外というのは、所属長が命令する中で、本人が勤務できる場合、できない場合もある中で対応していると考えている。

○松永委員 時間外、残業になるときは、手続というか、どういう流れになるのか。1日の仕事の中で、本人の判断なのか、あらかじめ申し出ていくとか、文書として残していくとか、恐らく、何らかの事務的な手続があるのだろうと想像するが、どういう仕組みになっているのか。

○大貫職員課長 時間外については、事前に所属長の承認を得ることになっており、所属長が命令する場合と、本人から、きょうはこういうことで時間外をやりたいということを申し出る場合があり、それに基づいて、命令権者が確認して、勤務を命令する形をとっている。

○松永委員 そういうものというのは、口頭でのやりとりか、文書で残るものなのか。

○大貫職員課長 時間外勤務命令簿という書式があり、そこに日付と何時から何時まで何をやるというのを書いて、事前に承認を得ることになっている。

○松永委員 先ほど、男性の育児休暇のときにも触れられていたが、こういったことが制度化されていても、していこうとしていても、実際に現場の業務の流れの中でとりにくい雰囲気があったら、実効性としてどうなのかと、どうしても危惧が生まれるが、3歳未満の子がいる場合、してはならないという大変厳しい状況だが、仕事との関係で、乳幼児を持つ職員に対しての配置の問題というのは、いろいろ考えざるを得なくなってくるのではないかと。例えば、業務によっては、時期的に、どうしても集中的に長時間の残業が生じる可能性の高い課がある。そういう点から、配置の上での配慮について、今後求められてくるのではないかと想像するが、この点についてはいかがか。

○大貫職員課長 育児休業をとった後、職員の意向調査を必ず出してもらっており、その中で、例えば、まだ幼い子がいるとか、逆に介護をする必要があるので、なるべく時間外の少ないところをお願いしたいという意向も全部把握している。その中で、できる限り配慮していきたいし、現

在もしているつもりである。

○松永委員 民間は厳しいということがあっても、法律の趣旨にのっとった労働条件の向上ということに向けては、市の職員という点では、率先してやっていく必要があると思う。そういった配慮をしているし、していくということなので、その点については期待したいと思う。今回こうした法改正、条例改正ということで、現実には、残業させてはならないということで、時間外はできないという請求がどの程度あると想定しているのか、まだそこまでいっていないのか。それによって、臨任の配置とか、柔軟な動きも想定しなければいけないだろうが、この点はいかがか。

○大貫職員課長 現在も、一定の深夜労働とか、年間150時間以内は、請求すればやらなくていいという制度はある。たしか、他市で1人いたという情報は得ているが、時間外を命令するにしても、本人に確認して出しているので、こういう事情で夜はできないというのであれば、所属長なりがその場で判断していると思うので、現時点で見込みが出ているかどうか、その辺は予想も立たないが、現在、勤務命令を出す中で、その辺の確認はしている状況である。

○松永委員 この法律は公務員だけの少子化対策としての改善ではないわけで、むしろ、民間は本当に改善が求められるわけで、これはここでの話ではないかもしれないが、わかれば教えてほしい。民間業者への周知とか是正勧告とかは、どこが責任を持つという所管になっていくのか。

○大貫職員課長 労働基準法にのっとってどうかということになると、労働基準監督署が対応するのではないかと考えている。

○松永委員 私もそう思ったので確認したが、まだ、確信がある感じではなかった。やはり、民間への関心ということも大事と思うので、願います。

先ほど、正規の勤務時間を聞いた。休憩時間の問題だが、政令市を見ても、1時間というのと45分、いろいろある。相模原は去年だったか、45分になったが、45分という時間を取り、残業が生じたときには、労基法の関係から、15分の休憩を必ずとらなければならないとなる。きちんと15分とっているか、実態は把握しているか。

○大貫職員課長 実態というか、会議などで5時からちょっと延びて

しまう場合は休憩をとってられないので、１５分とっていない場合もあると思うが、所属長は、命令を出した後、休憩をとっているかどうかは確認している。

○松永委員 やはり法令遵守ということもあるし、１５分の休憩は、労働者の権利という部分もあるので、実態も把握し、大きくずれがあるときには、ちゃんと是正していつてもらいたい。

それから、休憩時間１５分カットの問題は、いろいろな声が聞こえてくるし、昼休みの６階の食堂の状況などを見ても、４５分間で集中してお昼をとって、外に食べに行く人などは、食べて、すぐ仕事にかかるということで、本当に忙しいだろう。１５分カットしたことと、職員の能率ということから考えて、いかななものか、再検討する必要もあるのではないかと、私はずっと注目して見ていたが、この辺について、検討の余地はないのか。

○大貫職員課長 １日の勤務時間が７時間４５分ということなので、８時半から５時までだと、休憩４５分になってしまう。職員の中から、外へ行って食べている時間が慌たかしいという意見をもらっているので、今、職員組合と昼休みを１時間にできないかという検討を進めており、できたら１時間にしたいという考えもある。ただ、いろいろな職場があり、一律にこうだということもできないので、職場の意見を聞きながら検討していきたいと考えている。

○松永委員 その辺は、実態と皆さんの声を聞きながら、やはり、効率的なあり方をするためにどうなのかということで検討してもらいたい。

先ほど、時間外残業、育児休暇のところで、臨時的任用職員を充てていく考えも示された。非正規職員には非常勤一般職員と臨時的任用職員があるが、臨時的任用職員と正規常勤職員の時間や給与等の違いはどこか。

○大貫職員課長 職場によって若干違いがあるが、非常勤一般職の勤務時間は、１日５時間半、時給８２０円、こういう条件のもとでやっている。臨時的任用職員は正規職員と同じである。

○松永委員 以前、藤井克彦議員の一般質問のときに、臨時的任用職員、常勤職員と同じ勤務時間ということで、やはり、産休とか育休とかは保障すべきではないかという質問、要望をさせてもらい、これについては検討していくという前向きな答弁をもらったが、検討状況について伺って

終わる。

○大貫職員課長 今回、いろいろ改正もあって、子の看護あるいは法律の改正があった短期介護でいろいろ制度があるので、それについては、臨時的任用職員は無給ということになると思うが、その制度化について、勤務形態がばらばらなところもあるので、その辺の整理をして、できれば今回の条例の施行とあわせて整理したいということで、今進めているところである。

○江成委員 育休の取得状況について質問があったが、答弁で、21年度、育休取得者が154人、部分休業取得者が74人とあった。対象者がどのくらいいるのか、男女別にどうなのかというのを見ないと、取得状況のポジションがわからないので、まず、その点について聞きたい。

○大貫職員課長 育児休業については、21年度でいうと154人取得しているが、男性は1人である。育児部分休業は74人取得しているが、男性はゼロである。ただ、今年度、現段階では、部分休業は男性3人が取得している。対象者というのはちょっと……。

○江成委員 一定の条件にある者がとれるわけだから、そういう条件にある者が何人いて、そのうちの何人が取得しているかというのは当然必要な数値で、国もそれを達成目標として上げているはずだが、いかがか。そういうのがなければいい。

○大貫職員課長 21年度でいうと、対象が168人。これは年度では切れなくて、またがってとっている人とか、1年で終わる人とか、2年で終わる人とか、3年とる人がいるので、対象が何なのかというのは非常にとりにくい。

○江成委員 154人というのは、恐らく一定のスパンの中でやったものだから、そのスパンに対応して、いわば何人が取得できる位置にあるということが出ると思うが、出ないのならば結構である。私がここで確かめたいのは、取得率、取得状況はどうなのか。仮に10人としたとしても、対象が100人もいればそういう率だし、1人しかとらなくても、対象が3人の中ならという位置づけになると思う。つまり、それはとりやすい状況にあるのかどうかということを示す指針になるわけだから、やはり一定程度把握してもらわないとどうなのかということである。

○大貫職員課長 統計ではないが、女性が出産すれば、産後休暇だけでなく育児休暇を最低１年はとるので、恐らく、先ほどの１人を除いた１５３人が、女性でいうと対象ではないかと思う。

○江成委員 簡単にいうと、女性の場合には、極めて高い数値で、ほとんど育休を取得している。今回の条例改正にもあるが、課題は、男性の取得状況をどう高めていくか。必要ないのにとることはないと思うが、ある意味では、必要を広げる、つまり、おじいちゃん、おばあちゃんがいるから、面倒を見る人がいるから要らないというだけではなくて、育児そのものに男性が積極的にかかわっていくという意味では、やはり、とりやすい環境というのを広げなければいけないし、取り組んでもらいたい。

関連して、時間外勤務制限の問題、今るる指摘があったが、金子議員の質問に対しては、だれもいなかったということである。これについても、この対象というのはすごく難しいと思うが、先ほど来のお答えを聞いていると、所属長とやりとりがあつてのことだから、基本的に申請あるいは申請に類するものがありながら、きょうは忙しいから、これだけあるからやっつけていけという事態がないことは承知している。しかし、問題なのは、本当は時間外をしたくないが、せざるを得ない状況がどのくらいあるのか。その部分でいくと、私がいた学校現場も含めて、かなり無理をしている実態は経験的にあるわけで、これは恐らく、民間もどこも同じだと思うが、やはりそのことにも目を向けて、申請があつたときは命じてはならないという縛りをかけたわけだから、申請しやすい環境づくりが必要だと思うが、この点についてはどのように考えているか。

○大貫職員課長 やはり、周知徹底を図るしかないと考えている。言い方がいいかどうかわからないが、もし、そういう申請を出したくて、所属長が認めないのであれば、やはり、そういう情報は裏を回って絶対入ってくると思っているので、そういうことがないように、所属長のマネジメント力も高めていく必要があると考えている。

○江成委員 私も、申請あるいは申請に近い意思が職員から示されているのに、それを認めないという実態はないというふうに信頼している。ただ、やはり必要に応じて、申請しやすい、きょうは子供のこういう関係があるから帰りたいということが積極的に言えるためには、単なる周知と

か雰囲気だけではなくて、やはり、それができ得る環境づくりが必要になると思う。極めて短時間的なこともあるから、それを保障するのは難しいと思うが、例えば、子供が病気になって、この間はどうしてもとか、別な理由で、この間はどうしてもできないとなれば、非常勤の対応を図って、時間外が必要ないような環境づくりをすることも含めて、取り組みが必要ではないか。制度があって、条例改正までして、さあ、こうだと言っても、その条件、環境をつくらなければ、なかなかそれが実行できないという問題は当然あると思うので、くどいようだが、お願いしたい。

それから、育休の取得率、女性は、必要に応じて、ほとんどの方がとっているということでもいいが、男性の状況で、取得があっても1とか、部分休業を入れても2とか3という実態、率からいって何%かわからないが、国レベル、民間レベルを含めてだと思うが、男性の育休取得率は1点何%とかという数字が出ているようだが、極めて低いことは間違いのないと思う。先ほど若干あったが、その理由について、どう把握しているか。

○大貫職員課長 アンケートの中で、やはり職場の同僚、上司に迷惑をかけるという回答も返ってきているし、育児参加について、制度を知らなかったという回答もあったので、周知徹底あるいはそういう環境をつくる必要があると考えている。

○江成委員 制度を知らなかったという話があったが、そういう答えはいかがかと、率直に言って違和感を持つ。そもそも行政として条例をつくっていて、その条例のもとで勤務する職員が知らないという事態は、余りあってはいけないのではないかと思う。たまたま私が調べた中で、これは民間の調査機関だが、男性が育休をとれない、あるいはとらない理由は、職場に迷惑がかかると考えているのが50%、給与が減るというのが27%、恐らく理由は重なるのがあると思うが、職場の上司や同僚の対応、これは言葉じりではなかなかかわからないが、職場の上司や同僚に理解されづらいということを含んでいるのかなと。男性が育休をとることについて、まだ理解が広がってなくて、上司や同僚の対応が、とれる環境にないということが22%である。それからもう一つ、かなりあるのが、昇格とか昇給も含めて、自分の育休後のキャリアについての影響を心配する人が14%いる。育休の必要年齢というのは、一定、世代的にはできると思う。

20代、30代、40代前半くらい、決めてしまうわけではないが、そういう方が今言ったような理由があるわけだから、その理由に即して対応をとらなければ、育休を広げよう、男性が育児に参加する環境を広げようということにはなかなかならないと思うので、ぜひ、その点もしっかりつかまえてやってもらえたらと思う。

そういう意味では、これも既に質問で指摘されているが、職場に迷惑かけないという意味では、やはり代替措置を少しでも充実していくことは不可欠だと思うし、職場の上司や同僚の対応ということでは、取得対象者以外の職場全体に、育休をとることの大切さとか、男性も育児に参加することの大切さということを広げていく。これは職場だけではなくて、地域社会全体に広げていくことが重要だと思う。さっき、経験交流という話があって、大変すばらしいことだと思うが、育休をとった方の経験を交流して共有していくことも、広げていくためには大変重要だと思うが、そのためには、やはり現に実行する人が広がっていかなければならないわけで、ぜひ、そういうことも含めて取り組んでもらいたい、そういう点で、こんなふうに考えているということがあれば聞きたい。――

では次に、今後、職員の子育てささえあいプランを推進していくということで、私も後期計画をざっと見させてもらった。本当に丁寧に取り組んでいるという感じを持つが、たしか、これは国の施策では10年計画で、今度は後期の5年計画ということで、前期の主な取り組み内容と成果あるいは課題なりを、どうとらえているのか伺いたい。

○大貫職員課長 目標はかなり高く設定しているので、クリアするのはなかなか難しいが、前期は年休の取得をふやしていこうということで、年々、若干ずつふえて、とることができていることは一つの成果だと思う。ただ、男性に育児休業をとってもらおうというのは、目標は掲げているが、かなり厳しい状況である。そういうことで、今回から少しステップアップではないが、5項目ぐらい新しい項目を入れて、さらに取り組んでいきたいと考えている。

○江成委員 新聞やテレビで、文京区の成沢区長が育休をとったということが大変大きく報じられて、その後、文京区では、区長の育休に触発された形で、男性職員がこの5月から育休に入ったという報道もあった。

私も、もし育休をとれるような対象に戻れるとしたら——私の時代には制度としてなかったが、今振り返って、人生の中で育児に主体的に参加する機会があったら、また別な人生の味わいを持てたのかなという思いもする。ぜひ、そういうことを含めて、やはり、だれかがきっかけをつくって広げていくというのは当然大事だと思う。そういう意味で、雰囲気づくりというか、環境づくりに取り組んでももらいたいと思う。

関連して、文京区では、産後8週間以内の子供を持つ男性職員には、これは部分休業も含めてだと思うが、1カ月ぐらいとったらどうかということを上司が勧めるということも書いてあった。やはり、言ってくるのを待つだけではなくて、おまえ、これ、大事だからとったらということによって、とりづらい理由の幾つかが解消されて、まさに、とりやすい環境が広がるわけだから、そういう具体的な形で取り組んでいく必要があるのではないか。そうでないと、職員ささえあい子育てプランで幾つか目標が示されているが、具体化するのには困難になるのではないかと思う。

もう1点、東京の荒川では、非常勤の職員に、育休なり出産で休んでしまうと通常は任用が切れてしまうが、3年以内なら年度を越えて復帰できるという、実質的な育休制度に近いものを導入しているようである。この制度自体、この間の教育委員会の答弁で、常勤職員だけが対象というのは承知しているが、そこにどっかりだけではなくて、こういう工夫をすれば広げることができるという、社会全体としてこういうことを広げていくための重要な取り組みだと思うので、ぜひ、その点についても積極的に検討してもらいたい。

○小林（一）委員 今回、法の改正に伴う条例改正案ということで、かなり細かい規定の中で、よりいい方向に改正された、私どもも評価する内容である。ワーク・ライフ・バランスといった理念に基づいた流れの中で出てきているものだと思うので、実質的には課題もいろいろあると思うが、ぜひ一歩ずつ、前進の取り組みをしてもらいたいと思う。

今回の改正部分に該当する申請がなされた場合に、今までは、男性側が申請そのものを自分の中で抑えて、なかなかしなかったとか、職場の雰囲気とか、そういう問題が整っていなかったこともあったかもしれないが、そういう申請をした場合に許可が出ないことがあったのか、実態的なこと

を聞かせてほしい。

○大貫職員課長　　今までの中では、申請はなかった。例えば、申請して、所属長が認めなければ、当然、そういう情報は入ってくるはずなので、そういう申請はなかったと考えている。

○小林（一）委員　　この規定が、かなり細かく、いろいろあると思うが、仮にこれから申請されたとして、許可が出ない場合はどういう条件なのか。

○大貫職員課長　　例えば、特殊な職務で、手当をしなければ、その人にかえる人がいない場合は、やはりある一定の期間はもらわないと、仕事をとまってしまうという懸念があるので、それだけはちょっと心配しているが、通常は、申請が出れば認める形になると思う。

○小林（一）委員　　多分、細かい規定があるのだろうと思うが、この議案そのものが、条例を並べて、旧と新の比較になっていないし、また、全体が載っていないので、私も今、明らかに話ができない部分だが、例えば何日前までに申請が必要とか、その定めはあったか。

○大貫職員課長　　具体的な手続は規則で定めることになっているが、基本的には、開始日の前日までに請求する形になると思う。

○小林（一）委員　　今までこういうことは余りなかったと思うが、とるように勧めても、本人がとらないということはあったのか。

○大貫職員課長　　勧めてもとらないというのは、各所属から報告をもらっていないので、その辺は、はっきりつかめていない。

○小林（一）委員　　今度、夫婦同時に育休がとれることになったが、今まで、こういうことはできなかった。今までの例で、そんな可能性があって、今後はそういう見通しができるかどうか。

○大貫職員課長　　この制度の部分休業については、恐らく、とる可能性は出てくると思うが、育児休業となると、共済からの手当は別として無給になるので、私どもとしては、その辺は予想しにくい状況である。

○小林（一）委員　　議論としては、大体、出尽くしたと思う。1つ前進の改正なので、こういったことは、やはり実りある内容に、ぜひ今後、具体的な職場の雰囲気づくりとか、そういう中で生かしていただいたい。

それと、かなり細かい規定で、資料的に新旧対照表的なもの、本会議でも意見が出ていたが、できればそういった形で、事前の資料の提出等をお願いしたい。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第50号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例及び相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第50号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第51号 相模原市市税条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第51号相模原市市税条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長 議案第51号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○松永委員 法の改正での条例改正、法律改正の理由について伺う。

○河野税制課長 今回提案した議案は、この3月に可決、成立した一連の国、県、市にかかわるいろいろな改正の中で、法人税法で大きな改正があった。法人の活動に関する見直しということで、従来、法人というのは、それぞれの法人がそれぞれ活動しているという前提のもとに税制が構築されていたが、昨今の経済状況の中では、企業というのは、グループで、

大きな固まりの中で営業する形態になってきている。それについて、税制の方がなかなかその動きに追いついてきていなくて、今回の改正の中では、特に100%出資関係であるようなグループ内の法人に対する課税を、あたかも1つの大きな会社とみなして税をかけるという方向になっている。その中で、解散した法人についての対応だが、今までは1つの法人が解散すると、最終的には法人格が消滅するための手続が行われてきたが、現実を見ると、解散するということは、そのグループ内の会社を再編して、また新たな企業活動に向かう一つの手続にすぎない面が多いということで、今回、法人税法の中で、解散後の清算所得に対する課税という特別な扱いが廃止された。それに伴って、解散後も解散前と同様な課税をすることになった関係で、今回、本市の法人市民税についても、清算所得に対する手続が必要ないということで、その部分を削除したということである。

○松永委員 市内の解散法人数、その理由と前年度の比較ということでの推移、概略数字でいいが、この点についていかがか。

○佐藤市民税課長 市内の解散法人数だが、平成21年度は270件である。前年比ということで、平成20年は265件だった。解散の場合、市民税課としては、税務上、倒産なのか、合併によって解散したのかという理由までは把握していない。

○松永委員 理由はわからないということで、所管が違うのかと思うが、今回の改正において、歳入の関係で市への影響があるのか、どう見込んでいるのか。

○河野税制課長 今回提案している法人市民税の法人税割の税率の基礎となる、この改正による実質的な影響は全くない。要するに、資本金が幾らかと判断する時期の違いで、解散して資本金が変わることはないので、いずれにしても、直接的な影響は一切ない。

○江成委員 市税収入上、影響はないということだったが、もうちょっと広げて、対象の法人企業なりにどういう影響なり、つまり、前とどういう違いがあるのかということも含めて、もう少し詳しく話してもらえたらと思う。

○河野税制課長 今までは、解散した後は清算所得課税、通常の企業は所得課税ということだが、違いというのは、例えば繰り越し——赤字が

ついて、それを繰り延べということで、利益が出ててもそこに充てていくといういろいろな制度があるので、企業によって、例えば累積的な赤字があって、利益があったときに充てることができる会社とか、そういったものが全くない会社によって、影響はいろいろだと思う。税理士も、今回の改正について、得する損するというさまざまな立場からいろいろ論評しているが、会社個々を見てみないと、影響がどっちに振れるのかということとはわからない。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 5 1 号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 5 1 号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第 5 3 号 相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第 5 3 号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○大谷消防局長 議案第 5 3 号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○古内委員 カラオケボックス等の避難管理というのは、全国的な対応ということで承知している。条例改正の提案時期について、県内あるい

は他の政令市においては、3月定例会に提案している市もある。本市は、なぜ、この6月定例会での提案となったのか伺う。

○井上予防課長 県内他市でも3月という形になっているのは承知している。本市は、県内の横浜、川崎、横須賀等の都市と情報交換した中で、当初は県内一律で条例改正ということだったが、県内全域がそろわないで、横浜、川崎の大都市が6月ということなので6月にした。ほかの市と合わせない理由だが、一般的にカラオケボックス等にはチェーン店があり、こういう施設があるのは大都市であるから、条例でいろいろ前後しないように相手方の統一という面も考慮して、関係市と調整した。

○古内委員 今回の条例改正が決まると、条例に適合しない施設は何施設ぐらいあるのか。

○井上予防課長 市内の個室型店舗、カラオケボックスとかインターネットカフェとかだが、4月1日現在、45施設、把握している。そのうち、今回の条例で、7施設に、個室から出る外開き戸を常時閉まるように、改修なり対応をお願いするというふうに把握している。

○古内委員 この条例だが、火災予防条例と、改正前の条例には、内容は違うが、罰則、罰金の規定がある。今回、改正の条例は罰則規定がないが、違反が続いた場合、他の法令等により、罰則の適用があるのか。

○井上予防課長 今回は罰則の規定はしていない。火災予防条例の中では、消防法を受けて、少量危険物の条文のみが罰則が決められている。

○古内委員 今回の改正は、ペナルティーがないということでもいいのか。

○井上予防課長 罰則という中ではペナルティー等はないが、一刻も早く条例に適用するよう、立入検査等の中では指導していきたいと思っている。

○古内委員 本市のほかの条例を見ると、違反事業者を公表したりとか、いろいろあるが、この件に関して、公表する考えはあるか。

○井上予防課長 罰則の定めもないし、消防法の違反とかは、指導とか命令をして、それに伴って公表する形になっているが、その要件に当たらないため、公表は考えていない。より早期に改善してもらえるように、立入検査の中で指導する。

○古内委員 市民の安全、安心を守る上でも、違反者に対して、何らかの措置は必要と考える。ぜひ、前向きに検討してもらいたい。

今回の条例改正に当たって、本市はパブコメを実施していない。他市ではパブコメを実施しているところが多かった。本市はどうして実施しなかったのか、その理由を伺う。

○井上予防課長 今回、パブコメは実施しなかった。条例改正に伴って、関係課長会議等でも、パブコメの有無等の議論が出た中で、直接、市民個人への影響、あと、対象数が限られていることも考慮して、パブコメの要領の中で軽微なものという判断で実施しなかった。

○古内委員 今回の条例改正の内容だが、事業者に対して新たな規制を課すもので、本市のパブコメの要綱を見ると、該当すると思う。パブコメは、規制または基準の内容について意見を聞くだけではなくて、違反者に対する措置などについても意見を聞くものだと思っている。今後のこともあるので、今後、ぜひとも庁内で検証してもらいたいことを意見として、質問を終わる。

○山下委員 市内には45あるという話だったが、カラオケボックスが幾つ、個室ビデオが幾つという詳細がわかったら教えてほしい。

○井上予防課長 45の内訳だが、個室ビデオ店が3施設、カラオケボックスが29施設、インターネットカフェとか漫画喫茶が13施設ということである。

○山下委員 先ほど7施設が対象とあったが、この3つの内訳でいうと、どこが何件という形になるのか。

○井上予防課長 インターネットカフェ、漫画喫茶が該当する。

○江成委員 消防法の関係で、今度の措置が罰則の対象にならないと伺った。実はこの改正も、どこだったか詳しいことは忘れたが、かなり何名も亡くなる大惨事があって、それに対応した法改正、条例改正だと聞いている。にもかかわらず、査察、点検だけで、こういう事態に対応していけるのか。国レベルの消防法ではそうかもしれないが、一番現場に近い、市民の安全、安心のために日夜活動している消防の立場からいって、現状、これらの事態に罰則規定がない状態については、どう考えているのか。

○井上予防課長 少量危険物については、消防法の条項に基づいて条

例の罰則規定の設定をしているので、それ以外の火災予防条例の部分については罰則がない。そういった中で、こういうのも罰則を設定して、厳しく、ちゃんと指導したらということだと思うが、こういう火災が起きると、消防局としても、関係施設を立入検査して、実態把握、繰り返しのフォローアップ調査とかをして、関係者に安全の確認をする。罰則という部分ではないが、今後も、フォローアップ、定期の査察の中で対応していきたいと考えている。

○江成委員 法体系の中のことだから、私もこれ以上申し上げる準備はないが、現に大惨事が起きて、措置が行われて、私は罰則規定と言ったが、違反施設を市民に周知する公表の対象でもないと伺って、率直に言って、これでいいのかという思いは、まだ、ぬぐえない。これらの問題は、何かが起きて対処はするが、本来なら、やはり起きてからでは遅いわけで、国への意見具申も含めて、ぜひ、市民の安全、安心を守るためにどうあるべきかということについては、今後も積極的に、国等も含めて対応してもらいたい。

○松永委員 先ほど来のやりとりの中で、今回の条例改正は法改正に基づく改正なのか、まず、そのことを1点、先に聞く。

○井上予防課長 今回の条例改正に伴うものは、平成20年に大阪で起きた火災で死者16人という被害があったが、それを受けて、総務省消防庁で実際の現場検証とか問題点を洗うために、予防行政のあり方に関する検討会という組織が実際にモデルハウス等で個室型の店舗に火をつけて実験して、どういう問題点があるかという報告書を出した。避難通路の確保とか、煙が充満するので避難口が見えないとか、音が聞こえないといった問題点があった中で、消防法の設備にかかわる部分については、消防法施行令の改正とかがあった。今回の扉の関係は、消防法の中で規定する部分ではないが、だからといって、そのままにしておけないので、全国消防長会で、全国統一して、こんな形にしようというものが出て、それを受けて行ったものである。

○松永委員 国民の生命と財産にかかわるという点での現実の事件、事故があつての対処ということなので、その点については支持するものだが、今、扉の部分は法の枠の中にないということで、消防関係の団体の全

国統一基準としてやっていくという話だった。3月議会に出されたところ、いろいろあるが、現実にこういったものが存在するのは都市部だろうが、当然、そういったところは一斉にやっているのか。

○井上予防課長 都会であろうが、地域であろうが、市町村によって、3月だったり、6月だったり、今後のところもあるが、こういう形態のものについては、統一的に条例を決めていくことになっている。

○松永委員 今回は扉の関係だが、同じパターンとの絡みでなく、義務づけていくような、先ほど、法、根拠の関係でペナルティーができないと受けとめたが、そういったのは、扉の関係だけではなくて、過去にほかにもあったのか。

○井上予防課長 消防法の中で規制されないものが火災のときにいろいろ問題になるということで、例えば、雑居ビルなどで階段が1つということは、消防法の中で、階段の数を幾つにしろと決めることはできない。そういった中でいろいろ問題があるが、そういう部分を今回みたいな形で条例改正したという経緯はない。

○松永委員 その辺が法の中で定められた方がいいのかどうかという点について、まだ私自身は勉強不足なのでわからない部分があるが、規制力との関係で、ペナルティーを課せられない、現場に行って、指導、要請していくことになろうかと思うが、この部分は他の自治体も同じか。

○井上予防課長 今回、罰則規定を設けないのは、他市の条例でも同じと聞いている。

○松永委員 意見だが、実際に本当に悲惨な事故が起きたということで、国民の世論もあるし、事業者は、法の根拠であろうがなかろうが、きちっと是正勧告に従って対応すべきだと思うので、消防サイドからも、その辺のところは、ぜひ強くお願いしてもらいたいと思う。

○小林（一）委員 改善を要すると思われる店舗が7施設ほどあるという話だったが、改善させるために、当然、査察、指導するわけだが、査察の手続、どういった形ですか、現状を伺う。

○井上予防課長 違反処理とかでなく、通常の防火対象物の査察、市内は約2万件と把握している。用途とか収容人員により危険のある不特定多数の入る建物については年に1回立入検査を行い、それ以外のものには

3年に1回という形で、どうしても1年間のうちに全部回れないので、そういうことを年度当初に決める。そういった中で違反があったものについては、立入検査結果通知書で違反指導とか勧告、警告となるが、今のところ、指導した中で回答書をもらって改善という例が大部分で、通常はそういう形である。特に今回のような話題になる大災害があると、独自で同種類の用途を、一月置きにとか、繰り返し、立入検査する場合もある。用途についても、国からも半年に一遍ぐらいフォローアップして、当時の対象物はどうなっているという調査も来るので、対象物を把握して対応している。

○小林（一）委員 抜き打ち査察みたいなことをやる考えはあるか。

○井上予防課長 平成13年に歌舞伎町の火災があったときに、随分、消防法も改正になって、通常、事前に通告した中で対応するという決まりがあったが、抜き打ちで査察ができるようになった。雑居ビルなど、警察とか建築と一緒に抜き打ちで査察するようなことも年間1回ぐらい計画しているし、防火対象物ということではないが、ガソリンスタンドなどの抜き打ちの夜間査察も、年間通してやっている。

○小林（一）委員 今回は、査察し、指導していくという形が一応とられたが、問題点は、歌舞伎町の例ではないが、その後、ドアの前に物を置いたり、現実はかなり厳しいものがあると思うので、そういった意味では、抜き打ち査察も一つの手法として有効だと思うので、ぜひ、これは積極的に取り入れてもらいたい。

○阿部委員 燃料電池の現状と今後の見通しなど、把握している部分があったら確認したい。

○井上予防課長 燃料電池発電設備というのは既に条例上規定されてある中に、今回、新たに技術開発をして、固定酸化物型という種類の発電設備も火を使用するので、条例上、火気使用施設として規制していく。現状、全国的に燃料電池発電設備はあるが、市内では82カ所ある。ただし、容量的に小さかったりするので、今回の条例は、家庭用エネファームといった種類のものがあるように聞いている。

○阿部委員 燃料電池、今回の部分はわかった。考え方だが、今回この部分で、技術進歩でいろいろなのが出てきていて、資料もたくさんある

が、その部分と同じ論点で、39条の3で、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）ということで、かなり細かく明示した部分と、その他の部分を含んでいるのだと思うが、ぱっと見た感じだけでも、ゲームセンターみたいな形だったり、トランクルームみたいなところに人が長時間滞在しているような現状があったり、あと、マンションの空き部屋を改造してとか、貸し会議室とか、遊興の部分だけではないところでも、さまざまな経済活動というか、サービスが出てきていて、それらも同じ問題をはらんでいて、今後、こういう条例で規定する部分を超えたものが、たくさん出てくると感じている。そうした中で、例えば外開きという扉の定義一つとっても、人の動線という意味では、例えばトイレの戸があくとか、扉があかなくなってしまうという部屋も、前、別のところで相談を受けたことがある。消防の皆さんが入ったときに身動きがとれなくなるとか、人を救出する視点、逃げる視点というものもあるだろうし、今後ますます、規定すること自体が難しくなってくる部分に対して、市はついていかなければいけないし、市民の命にかかわる部分ということで、取り組んでいかなければいけないと思うが、多様性への認識というか対応というものを、こういうのが出てきたから追加するということではいけないと思うが、その辺で、市の考え方だけ、1点確認したい。

○井上予防課長 火災も、いろいろなところで起きて、いろいろな種類がある。こういう時代なので、いろいろな形態の場所、用途、防火対象物が出てくる中で、消防法のいろいろな改正を見ると、火災があるとこういう規制をする、これがあるとこれをやるという後追いのものだが、そういった中でも、今後、先進のいろいろな情報をもらった中で、なるべく被害が出ないような形で検討して、例えば条例で決まっていなくても、行政指導の中で、こうしたらどうかという姿勢で、まずは人命第一の視点を持って取り組んでいきたいと考えている。

○阿部委員 現場の裁量とか、さまざまな課題も含んでいるものだと思うし、パブリックコメントをしないという部分も議論があったが、市民の皆さん全員と考えていく部分だし、今まで考えていなかったようなもの

がたくさん出てくると思うので、そういった中で、安全を守ること
で、今、取り組み姿勢を確認させてもらったので、しっかりやってもらい
たい。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第５３号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例については、
可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第５３号は可決すべきものと決した。

休憩する。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時２０分 開議

○大神田委員長 再開する。

◇○◇

陳情第２号 永住外国人への地方参政権付与に反対することについ
て

陳情第４号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について

陳情第６号 永住外国人への地方参政権付与法制化反対について

○大神田委員長 陳情第２号永住外国人への地方参政権付与に反対す
ることについて、陳情第４号永住外国人への地方参政権付与の法制化反対
について、陳情第６号永住外国人への地方参政権付与法制化反対について、
以上３件は関連があるので一括議題とする。

なお、陳情第２号については、前回から継続審査となっているものであ
る。

これより質疑を行う。

○阿部委員 前回３月議会で継続案件とした陳情第２号について、私どもの会派の久保田義則委員から、願意にいろいろなことが書いてあって、それに対するさまざまな意見が出ているのは、よく理解している。また、それぞれの論点に対して、さまざまな意見があることは承知している。国でも、まだ明確な形で出てきていないところで、私どもの会派としては、まだまだ研究する余地があるということで、継続にして、様子を見させてほしいという意見を出している。

３月から６月議会になったが、特段の大きな動きとか、論点が絞られてきたとか、また、新しく出された陳情第４号、６号の内容をしっかりと読んでも、明確にここが論点という状況にはなっていないので、私どもの会派としては、継続の扱いでお願いしたい。

○小林（一）委員 前回も言ったが、採決ということであれば、私どもの立場は明確に、これを採択することはできないが、様子を見たいという要望もあるので、結構である。

○山下委員 私たちの会派も、継続に賛同したいと思っている。

○江成委員 陳情には憲法論議もあって、例えば平成７年２月の判例なども持ち出しているが、判例の一部だけだから、その読み取りも相当時間がかかると思う。したがって、この時期に、これについて採決をとるのは、この中でも相当議論しなければいけないし、国の動向もまだまだのようだから、継続審査でお願いしたいと思う。

○松永委員 この問題について、私どもは国会の中でも法案提出をした経緯もあるし、方向性ということでは一定の固まった部分があるが、やはり肝心な部分というか、こういったことについて議論を深めていくのはとても大事だと思う。今それぞれの会派から、継続して、もう少し研究し、議論も深めていきたいという声も上がったので、そういう意味では、皆さんと一緒にやっていきたいと思っている。

○古内委員 うちの会派も、前総務委員会委員だった大槻議員からいろいろ話を伺う中で、１月１２日に陳情が出され、３月で継続審査になったということで、やはり、議論を深めていかなければいけないという話もあった。皆さんの話をいろいろ伺う中で、継続審査が妥当かと思う。

○東條委員 私も、議論を深めるという意味で、継続に賛成である。

○大神田委員長 お諮りする。陳情第2号外2件に関しては、なお調査検討を要するものとして継続審査としたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

—————◇○◇—————

陳情第8号 選択的夫婦別姓制度の法制化反対について

○大神田委員長 陳情第8号選択的夫婦別姓制度の法制化反対についてを議題とする。

これより質疑を行う。

○阿部委員 選択的夫婦別姓、氏の選択に関する問題、ある程度の考えとか議論の論点は承知しているが、この陳情の願意にある部分、それから、この中身を見ていくと、他国の制度とか国の制度だけではなくて、家庭の機能とか、かなり突っ込んだ内容があるように見受けられる。総理大臣もかわったという状況の中で、国の動向もまだ注視していかなければいけないと考えているので、こちらも、論点を絞って議論していくために、ここでというよりは、時間をとって、さらに研究、それから、議論を深めるような調査、また、意見交換の場を自分たちなりに持って考えていきたいと思っているので、継続の扱いにしてもらいたい。

○小林（一）委員 私どもも、この点に関して一定の方向性は持っているが、まだ調査研究を要するということで、継続にしたいと思う。

○山下委員 民主クラブも、まだ取りまとめ切れないところがあるので、継続でお願いしたい。

○江成委員 これについて若干経緯を振り返ってみると、国会レベルでも相当議論されていて、法制審の答申も出されているので、私としては、国民的な議論というのは相当煮詰まっているのではないかという認識はあるが、本議会として、さらに議論、研究を深めるということは大事なことでと思うので、結論としては、継続審査で結構である。

○松永委員 この問題は、既に、男女平等、共同参画の関係から、民法改正ということを含めて、国際機関からも是正を受けるような状態にな

っているので、本来、私たちは、男女平等の視点や個人を保障していくという観点から、進めていきたいとは思っているが、やはり非常に大きな問題で、理屈だけで突破できないと思うので、もう少し検討、議論していきたいということであれば、継続ということについては受けとめていきたいと思う。

○古内委員 うちの会派も、この件については、いろいろと議論している。基本的には法制化反対については賛成的立場だが、やはり、ここで議論を深めて、もっと研究をしながらやっていかなければいけないということで、継続ということで賛成する。

○東條委員 私も、このことに関して態度ははっきりしているが、皆さんが継続ということであれば、それで構わない。

○大神田委員長 お諮りする。陳情第8号に関しては、なお調査検討を要するものとして継続審査としたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午前11時32分 閉会